

LPガス販売事業者の皆さんへ

認定LPガス 販売事業者制度

平成28年4月より新たな認定制度がスタート!

～お客さまにも事業者にもメリットの多い制度です～



認定LPガス販売事業者制度は、
集中監視システムなど高度な保安機器を導入し、
保安の高度化に積極的に取り組んでいるLPガス販売事業者を
経済産業大臣または都道府県知事が認定するものです。

LPガス販売事業者の認定要件

以下の条件のすべてを満たす認定対象消費者が一定割合以上であること

- ①法令で要求する機能をもったガスマーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等宅に設置していること。
- ②法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等宅のガスマーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

認定LPガス販売事業者制度の見直し①

認定要件を緩和・細分化し、現行要件の70%以上に加えて、50%以上が追加されます。

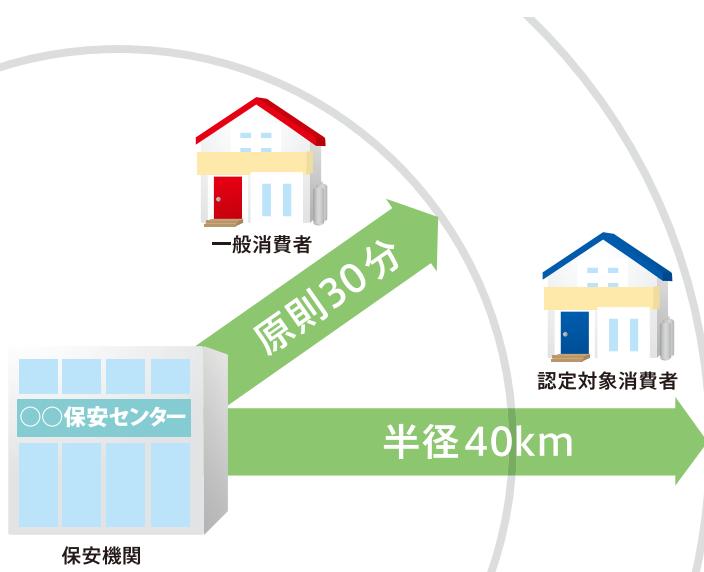
保安認定事業者(第二号認定LPガス販売事業者)

認定の要件 → ・認定対象消費者の割合が**50%以上70%未満**であること。

インセンティブ → ・緊急時対応の要件の緩和 → **40km以内**を同要件に適合しているとみなす。

【緊急時対応】

保安機関の事業所から
半径40km以内の認定対象消費者へ
緊急時対応が可能であること
(原則30分以内に到着する距離に
適合しているものとみなされます)。



認定LPガス販売事業者制度の見直し②

ゴールド保安認定事業者(第一号認定LPガス販売事業者)

認定の要件 → ・認定対象消費者の割合が**70%以上**であること。

インセンティブ → ・緊急時対応の要件の緩和 → **40km以内**を同要件に適合しているとみなす。

・業務主任者の選任基準の緩和 →
基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の
3分の2を減じることができる。

・4年に1回以上とされている定期供給設備点検および
定期消費設備調査の一部の頻度緩和 →
10年に1回以上とすることができる。



追加要件

以下のいずれかの要件を満たすと追加インセンティブを受けることができます。

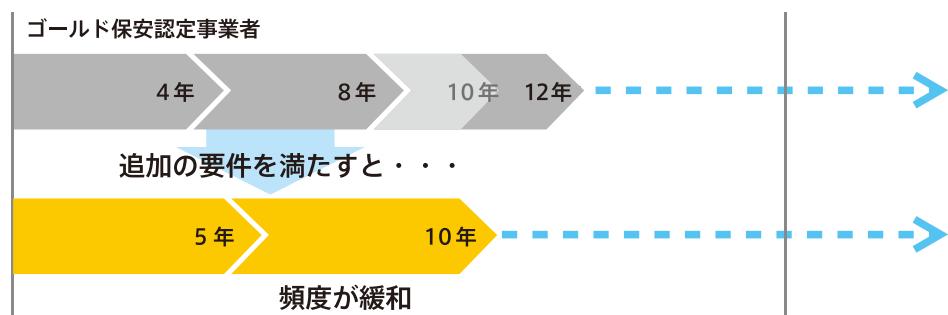
追加の要件 → ・CO警報器が設置されており、
かつ、COを検知したときにガスマーターと連動して遮断できること。
・飲食店以外の一般消費者等における湯沸かし器、ふろがま、ストーブに
係る燃焼器すべてに不完全燃焼防止装置がつけられていること。
・燃焼器すべてを屋外に設置していること。



インセンティブ → ・緊急時対応の要件の更なる緩和 →
60km以内を
同要件に適合しているとみなす。



・10年に1回以上の頻度の緩和対象を除いた
4年に1回以上とされている定期供給設備点検および定期消費設備調査の頻度緩和 →
5年に1回以上とすることができる。

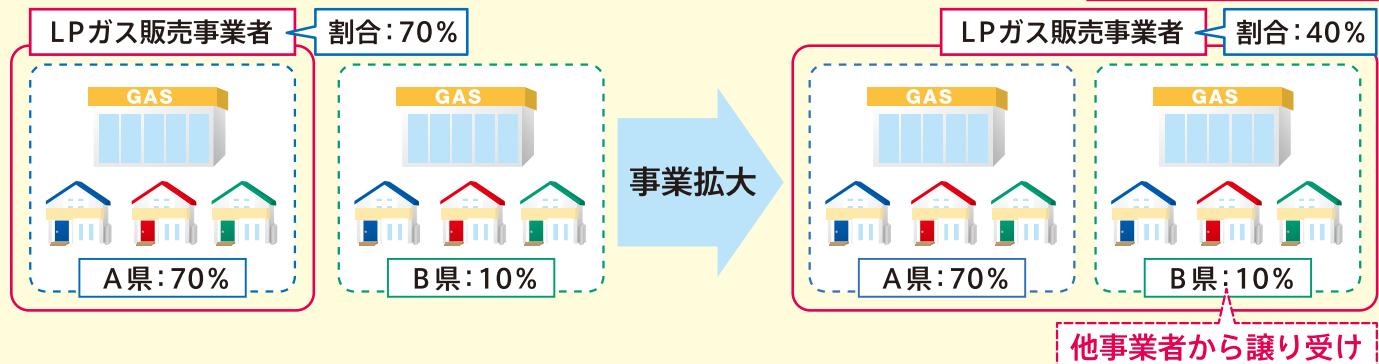


LPガス販売事業者制度の見直し③

合併などの事業承継により、集中監視システムなどを導入していない消費者が増え、要件を満たした消費者が一時的に下回った場合、

1年間の猶予期間を設けることになりました。

1年間の猶予期間



LPガス集中監視システムの最近の取組

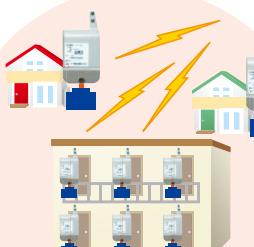
保安を確保する集中監視システムは、無線端末によるシステム導入が可能となるなど、消費者の回線設備に依存しない通信インフラの整備が進んでいます。

無線端末の共同利用サービス

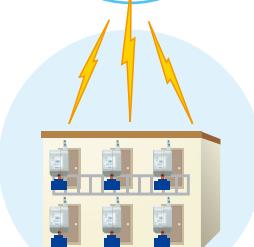
集中監視センター

- 複数の販売事業者が親機を共同利用
(メリット)
- 1台からでも導入可能
- 無線端末導入の初期費用のコスト削減

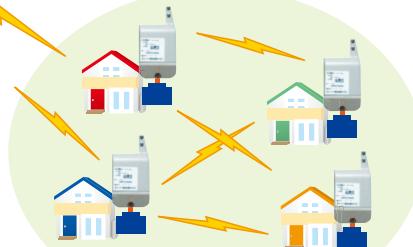
無線端末親機
(集中監視センター資産)



一般消費者等
(A販売事業者)



一般消費者等
(B販売事業者)



一般消費者等
(C販売事業者)